

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	河村 孝
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	中世古 泉
委員	世古 安秀		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・中山建設課長、吉川補佐、中村副室長、鳥羽副室長、永野係長

○職務のために出席した事務局職員

議事係書記 中山 真緒

(午前10時53分 開会)

○尾崎 幹委員長 ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

本委員会に付託された案件は、議案第54号、鳥羽市地方創生拠点整備交付金基金条例の制定についての議案1件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第54号、鳥羽市地方創生拠点整備交付金基金条例の制定について、担当課長の説明を求めます。

課長。

○中山建設課長 建設課長の中山です。よろしく申し上げます。

本日提出の議案書の1ページから2ページをごらんください。

議案第54号、鳥羽市地方創生拠点整備交付金基金条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、地域再生法第5条第15項の規定による認定を受けた地域再生計画に基づき、鳥羽市スポーツ・文化交流拠点整備事業を行うに際し、地方創生拠点整備交付金を執行するための基金を造成したく本条例を提案させていただきます。

この事業は、鳥羽市民体育館サブアリーナの建設に係るものです。国の平成30年度第2次補正予算を活用して行う事業ですが、事業が2カ年となることから、国庫補助金を一度基金に全額積み立てる必要があるため基金を造成するものです。

2ページをごらんください。

鳥羽市地方創生拠点整備交付金基金条例について説明させていただきます。

第1条では、地域再生法に規定する地域再生計画に記載された事業を行うために基金を設置する旨を定めております。

第2条では、基金に積み立てを行う内容を定めております。

第3条及び第4条については、その基金の管理及び運営について定めております。

第5条の処分では、積み立てた基金は地域再生計画に記載された事業の目的に充てる場合に限り使うことができることを定めております。

また、最後に、附則ですが、附則第2項、この条例の失効ですが、事業の終了が平成32年度までとなっていることから、平成33年3月31日限りで失効する旨を定めております。

以上、条例の内容について説明をさせていただきました。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第54号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、以上で付託された案件は全部説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第54号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきまして、ご一任お願いします。

これをもちまして、文教産業常任委員会を散会します。

(午前10時57分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成31年3月27日

文教産業常任委員長 尾 崎 幹